

北海道十勝新聞教育研究会会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、北海道十勝新聞教育研究会と称する。(略称 十新研)

第 2 章 目的・事業

第 2 条 本会は、新聞教育を通じて学校教育の向上を目指し、情報化社会における児童生徒の健全な育成に努める。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1, 新聞教育に関する実践交流会並びに授業公開を開催。
- 2, 各種研究会（新聞教育全国研究大会・新聞関係研究会・新聞関係講習会）等に参加並びに報告会の開催。
- 3, 新聞教育に関する文献・資料等の収集・刊行・頒布・研究収録の刊行等。広報「十勝新聞教育」の発行。
- 4, 講演会・座談会の開催。
- 5, N I E に関する調査・学識経験者による意見聴取。
- 6, 新聞コンクールの開催。
- 7, その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第 3 章 事務局

第 4 条 本会の事務局を事務局長所在学校に置く

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、前条の目的に賛同する十勝管内の小学校・中学校・高等学校の教職員をもって構成する。

第 6 条 本会は前条以外の有識者（新聞社・教育関係者・一般市民等）の入会を認める。

第 5 章 役員・任期

第 7 条 本会は、次の役員を置く。

- ・顧問若干名、参事若干名。
- ・会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名、会計 1 名、事務局次長若干名。
- ・監事若干名、監査 2 名、常任理事若干名（総務部・研究部・事業部）

第 8 条 本会の役員は、総会において推挙又は選出される。必要に応じて役員会で推挙又は選出されることもある。任期は 2 年とするが再任は妨げない。

第 9 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。また、総会・役員会を招集する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある際は、これを代行する。

事務局長は本会の事務、広報を担当し、会の円滑な運営を計る。

事務局次長はこれを補佐する。

会計は、本会の会計全般を担当する。

常任理事は、各部の部長、副部長をあて、本会の企画に参加し執行にあたる。

総務部（研究会運営全般・情報交換・情勢分析・会の全体に関する企画・懇親会の開催）

研究部（研究授業及び部会の設定・実践交流会・研究発表・研究紀要原稿・全国大会参加等）

事業部（教育講演会・新聞講習会・研究紀要の発行・新聞コンクール開催等他との共催事業等）

監事は、本会の運営の指導監督を行う。
監査は、本会の会計全般について指導監督を行なう。

第 6 章 顧問・参事

第10条 本会に顧問並びに参事を置く。本会の顧問並びに参事は会長の諮問に応ずる他役員会に出席して、意見を述べることができる。

第11条 参事は、本会の退任者の中から役員会の承認を得て推挙する。顧問・参事の任期は、役員会で審理し総会の承認を得る。

第 7 章 役員会

第12条 役員会は、会長・副会長・常任理事・監事・監査・事務局をもって構成し、本会の重要事項を審議する。会長は必要に応じてこれを招集することができ、顧問参事は常時役員会に出席することができる。

第 8 章 総会

第13条 総会は年一回とするが、会長が運営上必要と認めた時は臨時に開く事ができる。

第14条 総会で審議すべく事項は第8条のほか、次の各号とする。

- 1, 本会の事業及び報告。
- 2, 本会の予算及び決算。
- 3, 本会の会則・諸規定の制定・変更。
- 4, その他重要な事項

第 9 章 経理

第15条 本会の経理は、会費・寄付金・その他によって運営する。

第16条 本会の会経年度は、毎年4月1日より翌年3月末日に終わる。

第17条 本会の年会費は、別途定め、総会で決定する。

第 10 章 付 則

第18条 本会則について運営上必要あるときは、内規として別に定めることができる。

第19条 本会則は次に定める日より施行する。

- ・制 定 平成2年7月14日
- ・改 正 平成4年5月23日
- ・改 正 平成8年5月24日
- ・改 正 平成9年4月25日
- ・改 正 平成10年4月24日
- ・改 正 平成13年4月25日
- ・改 正 平成18年4月21日